

第4次浜松市男女共同参画基本計画

【資料編】

目 次

I 浜松市の状況

1 総人口・世帯数の推移	1
2 将来推計人口	2
3 人口移動の推移	3
4 人口構造の変化	4
5 婚姻・離婚の状況	5
6 合計特殊出生率	6
7 家族形態の変化	6
8 女性の就業の状況	7
9 共働きの状況	8

II 基本的施策と取組内容

1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	9
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	11
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	13
4 労働の場における女性活躍の推進	15
5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の 視点に立った健康支援	17
6 生活に困難を抱える人への支援	20
7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	22

III 参考資料

用語解説	24
男女共同参画に関する国内外の動き	29
浜松市男女共同参画推進条例	33
男女共同参画社会基本法	36
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	40
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	61

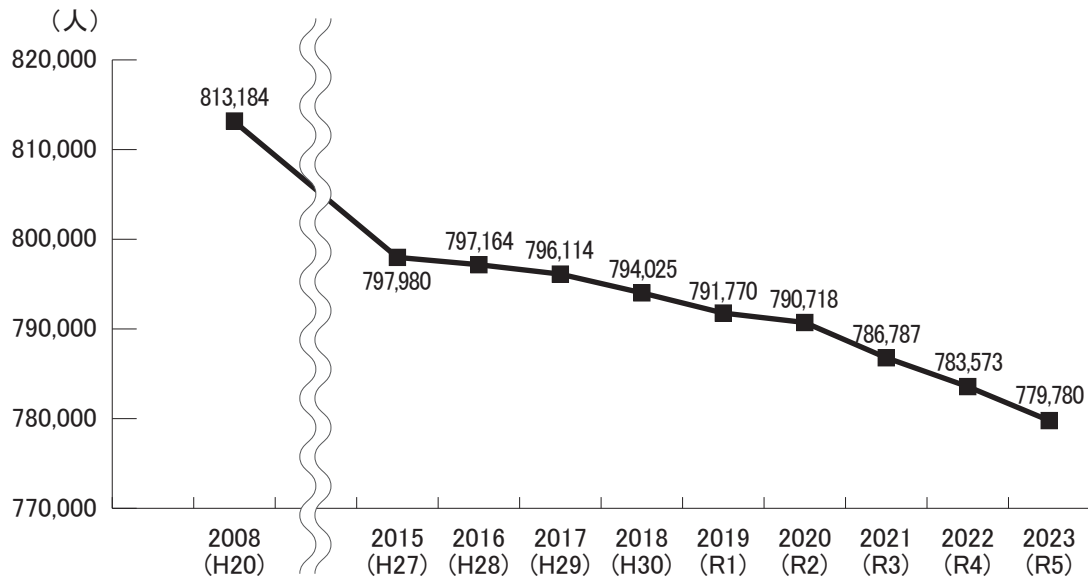
I 浜松市の状況

1 総人口・世帯数の推移

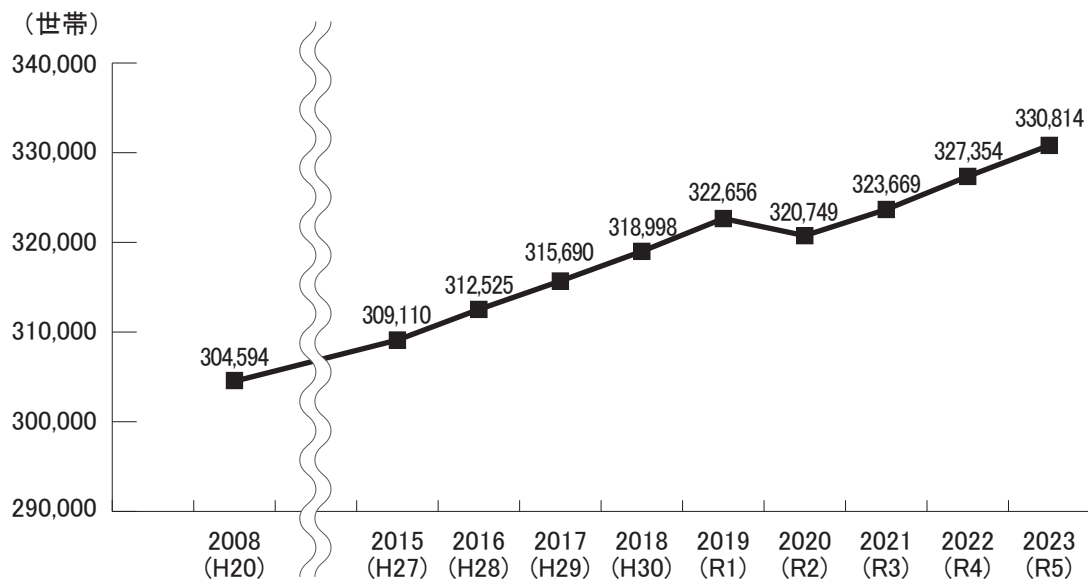
本市の総人口は 2008 (平成 20) 年をピークに人口減少の傾向にあります。2023 (令和 5) 年の総人口は 779,780 人であり、2008 (平成 20) 年の 813,184 人から 33,404 人の減少となっています。

一方、世帯数は増加傾向にあります。2023 (令和 5) 年の世帯数は 330,814 世帯であり、2008 (平成 20) 年の 304,594 世帯から 26,220 世帯の増加となっています。

総人口の推移



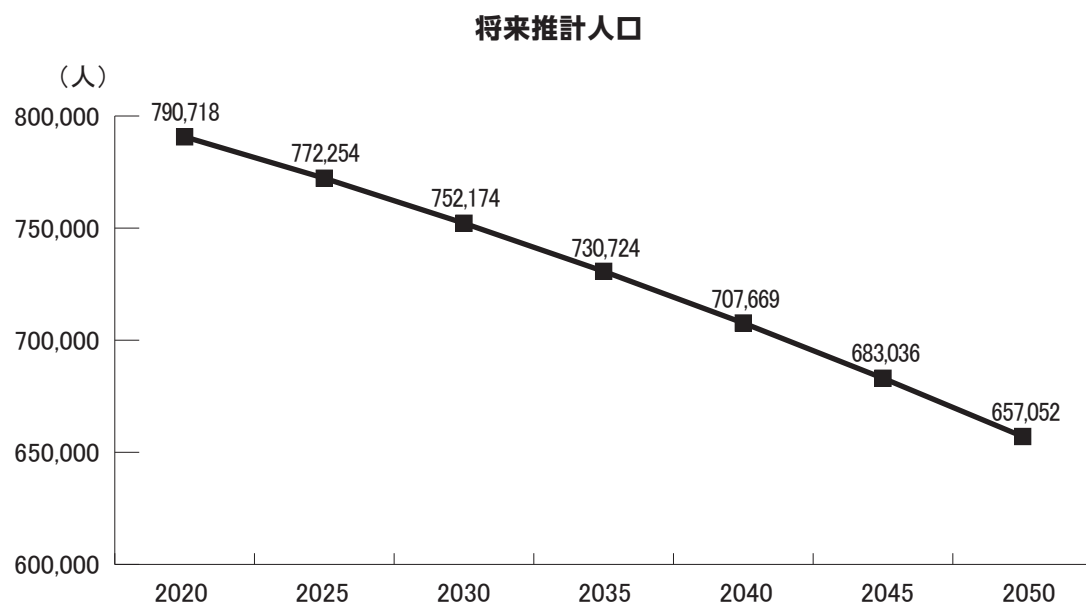
世帯数の推移



資料：浜松市統計書「人口の推移」及び総務省「国勢調査」

2 将来推計人口

本市の人口は減少傾向にあり、2020 年の 790,718 人から、2040 年代の前半には 70 万人を下回り、2050 年には約 65 万 7 千人となることが見込まれます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

3 人口移動の推移

本市の転出・転入に伴う人口移動については、若年層において転出超過の状態にあり、特に15歳から19歳において最も多い状況です。また、20～24歳では、男性は転入超過であるのに対し、女性も転入超過の状況となっています。

5歳階級別の男女別人口移動（転入超過数）の推移【40歳未満】

女性

(人)

年次	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
2010 (H22)	△ 34	△ 55	△ 12	△ 214	△ 42	42	21	△ 58
2011 (H23)	11	△ 23	△ 31	△ 154	△ 55	107	21	30
2012 (H24)	△ 75	△ 4	△ 8	△ 113	△ 70	21	21	△ 11
2013 (H25)	△ 5	△ 82	△ 13	△ 139	△ 97	193	△ 19	△ 28
2014 (H26)	△ 75	△ 58	4	△ 131	△ 73	△ 57	46	△ 38
2015 (H27)	△ 94	△ 40	△ 10	△ 131	△ 89	△ 21	62	△ 36
2016 (H28)	△ 81	△ 33	19	△ 124	△ 280	△ 103	28	13
2017 (H29)	△ 42	△ 25	△ 3	△ 178	△ 205	69	△ 17	56
2018 (H30)	△ 42	△ 61	△ 5	△ 205	△ 242	△ 70	△ 40	△ 39
2019 (R1)	△ 16	△ 18	△ 19	△ 233	△ 166	△ 48	△ 12	△ 5
2020 (R2)	△ 25	34	△ 9	△ 184	△ 269	△ 104	41	73
2021 (R3)	△ 18	19	13	△ 206	△ 153	81	△ 58	16
2022 (R4)	△ 20	△ 19	△ 13	△ 265	△ 193	△ 17	73	36

男性

(人)

年次	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
2010 (H22)	△ 66	△ 35	△ 10	△ 195	125	△ 64	13	△ 39
2011 (H23)	△ 3	△ 45	△ 30	△ 222	49	190	63	△ 19
2012 (H24)	△ 88	△ 33	30	△ 173	138	142	41	△ 2
2013 (H25)	△ 47	1	△ 25	△ 193	21	77	△ 23	10
2014 (H26)	△ 24	△ 17	△ 18	△ 164	210	108	23	△ 76
2015 (H27)	△ 27	△ 68	15	△ 216	110	76	△ 39	13
2016 (H28)	△ 5	10	1	△ 203	5	△ 20	△ 50	△ 23
2017 (H29)	14	15	38	△ 195	64	54	△ 52	15
2018 (H30)	△ 183	△ 22	△ 15	△ 292	20	50	△ 16	△ 61
2019 (R1)	△ 8	△ 46	9	△ 229	20	△ 86	△ 38	△ 39
2020 (R2)	△ 23	△ 29	△ 26	△ 216	110	67	49	20
2021 (R3)	△ 35	30	4	△ 358	118	△ 14	7	50
2022 (R4)	△ 15	△ 50	△ 7	△ 248	199	△ 1	7	△ 4

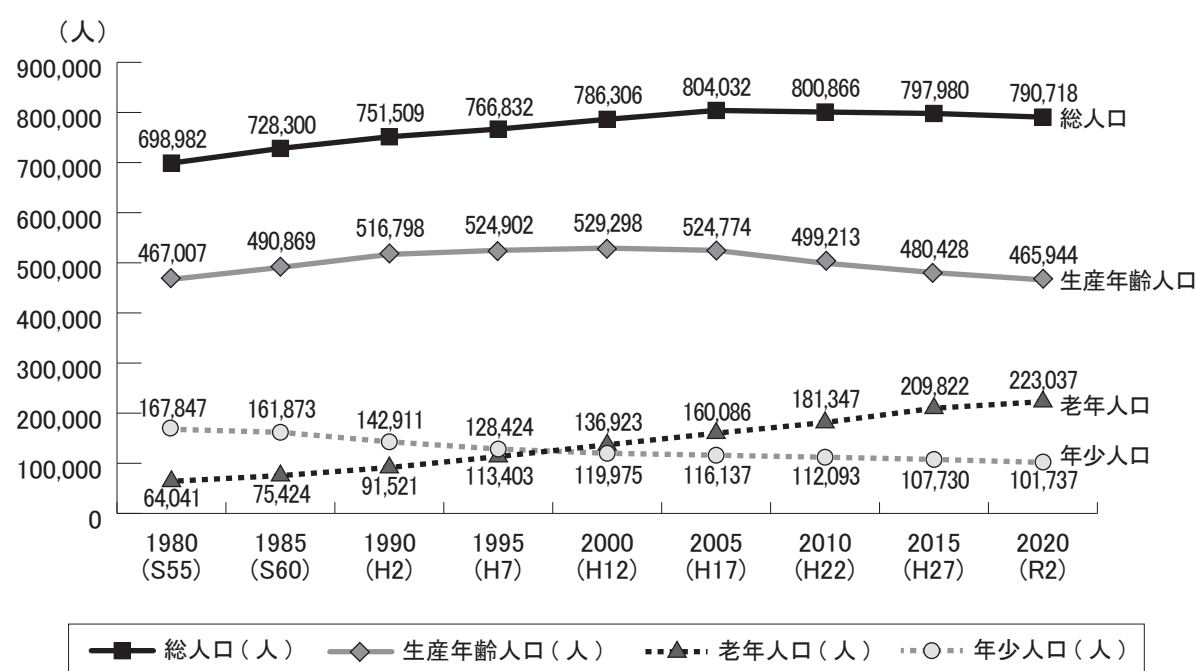
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

4 人口構造の変化

本市の人口構造を見ると、年少人口(0～14歳)は、2020(令和2)年に101,737人となっており、1980(昭和55)年の167,847人と比較すると66,110人の減少となっています。生産年齢人口(15～64歳)は、2020(令和2)年に465,944人となっており、1980(昭和55)年の467,077人と比較すると1,133人の減少となっています。一方で、老年人口(65歳以上)は2020(令和2)年に223,037人となっており、1980(昭和55)年の64,041人から158,996人の増加となっています。

年少人口及び生産年齢人口の減少に対し、老年人口が増加しており、老年従属人口指数(生産年齢人口100人で支える老年人口の数)は、1980(昭和55)年の13.7から2020(令和2)年は47.9へと上昇しており、人口減少社会の到来とともに、高齢社会へと人口構造が大きく変化しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口及び比率の変化

年次	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
総人口(人)	698,982	728,300	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866	797,980	790,718
年少人口(人)	167,847	161,873	142,911	128,424	119,975	116,137	112,093	107,730	101,737
生産年齢人口(人)	467,007	490,869	516,798	524,902	529,298	524,774	499,213	480,428	465,944
老年人口(人)	64,041	75,424	91,521	113,403	136,923	160,086	181,347	209,822	223,037
年少人口比率(%)	24.0%	22.2%	19.0%	16.7%	15.3%	14.5%	14.1%	13.5%	12.9%
生産年齢人口比率(%)	66.8%	67.4%	68.8%	68.5%	67.3%	65.5%	63.0%	60.2%	58.9%
老年人口比率(%)	9.2%	10.4%	12.2%	14.8%	17.4%	20.0%	22.9%	26.3%	28.2%
老年従属人口指数	13.7	15.4	17.7	21.6	25.9	30.5	36.3	43.7	47.9

※人口の総人口には、年齢「不詳」を含む。比率は、分母から不詳を除いて算出。

※2015年以降は、不詳補完値を使用。比率は、不詳を含む総人口を用いて算出。

※不詳補完値…総務省統計局が2020年国勢調査の集計に当たり、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果(原数値)に含まれる「不詳」をあらかじめ補完した値。

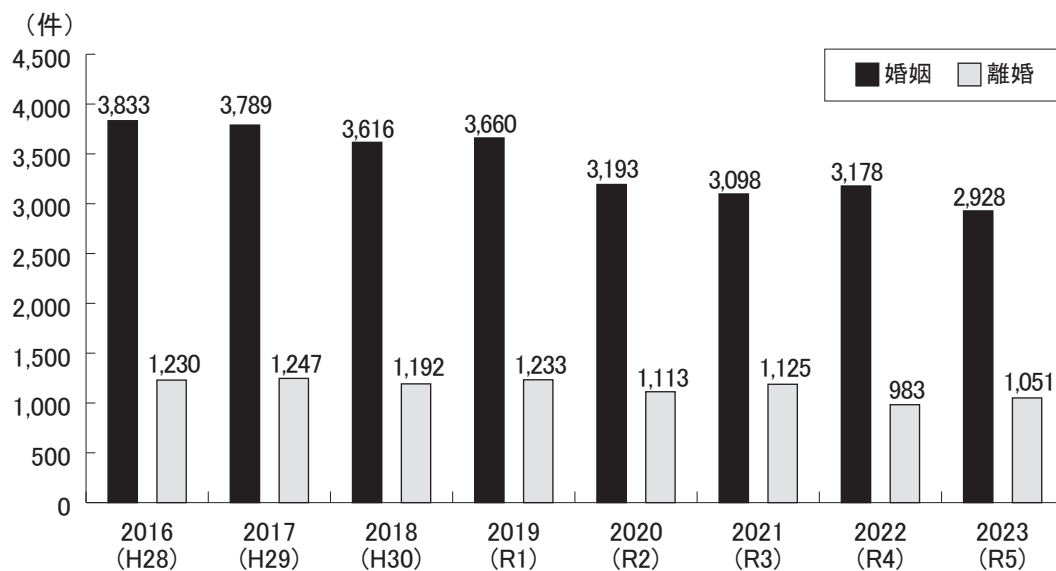
資料：総務省「国勢調査」

5 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は2019(令和元)年まで3,700件前後で推移していましたが、2020(令和2)年以降は3,200件以下に減少しました。2016(平成28)年の3,833件から2023(令和5)年は2,928件と905件の減少となっています。

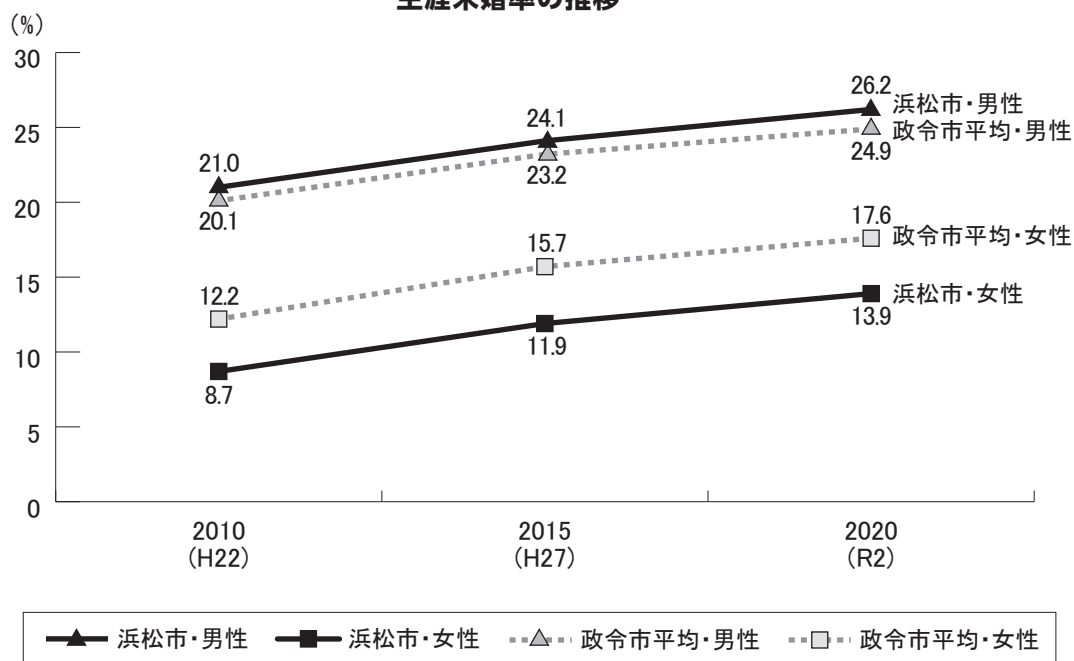
本市の生涯未婚率は女性に比べて男性の方が高く、女性・男性ともに上昇傾向が続いている状況です。また、本市の男性の生涯未婚率は政令市平均を上回っている一方で、女性は政令市平均を下回っています。

婚姻・離婚数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

生涯未婚率の推移



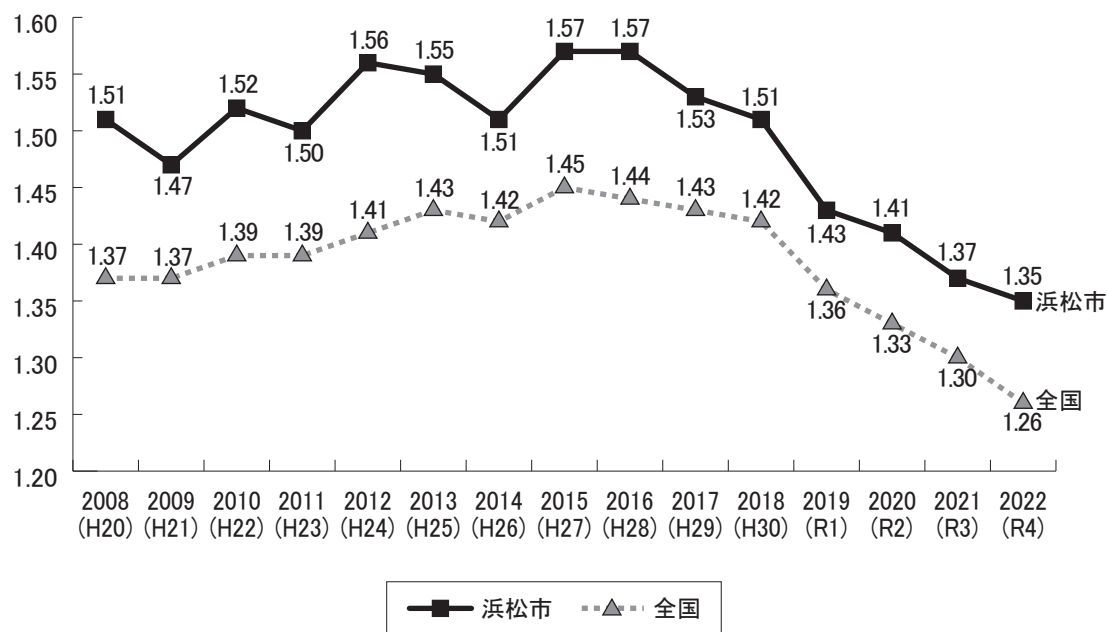
資料：総務省「国勢調査」

生涯未婚率…50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値から算出する。

6 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、2015(平成27)年までは上下を繰り返しながら緩やかな上昇傾向にありましたが、それ以降は下降傾向に転じ、2022(令和4)年には1.35となりました。全国も同様の傾向にあります。

合計特殊出生率の推移



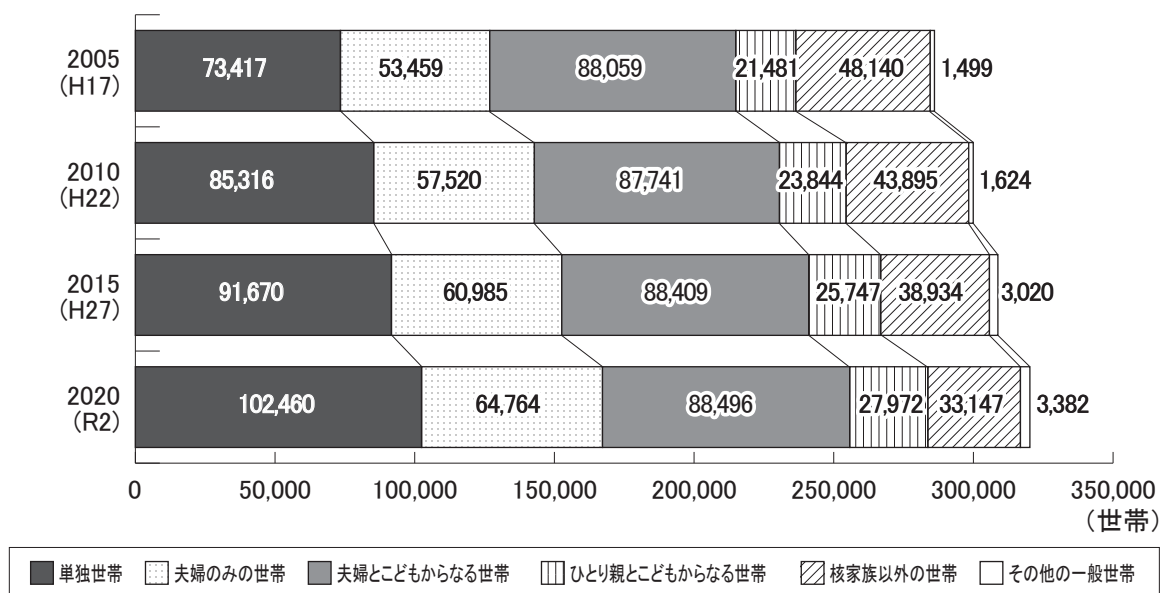
資料：浜松市「保健衛生年報」

合計特殊出生率…15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表している。

7 家族形態の変化

本市の世帯数は増加傾向にあります。家族類型別の推移をみると、中でも「単独世帯」が大きく増加しています。「夫婦のみの世帯」や「ひとり親と子どもからなる世帯」などが増えて家族の多様化が進む一方で、夫婦と子どもと親(三世同居)などの「核家族以外の世帯」は減少傾向にあります。

世帯の家族類型別一般世帯の推移

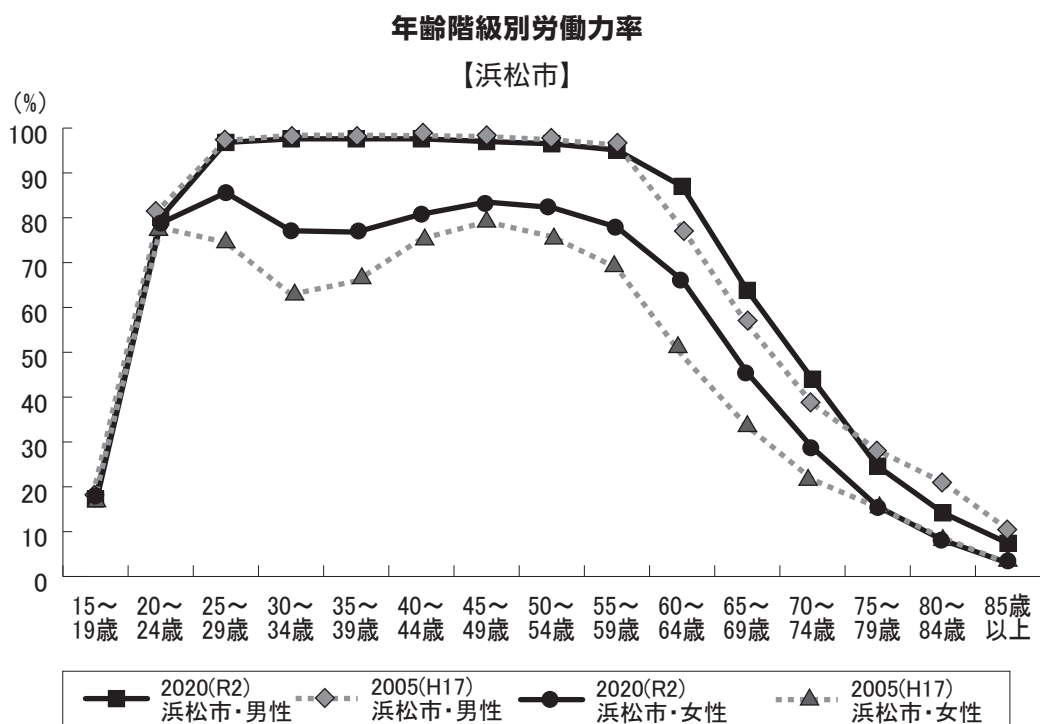


資料：総務省「国勢調査」

8 女性の就業の状況

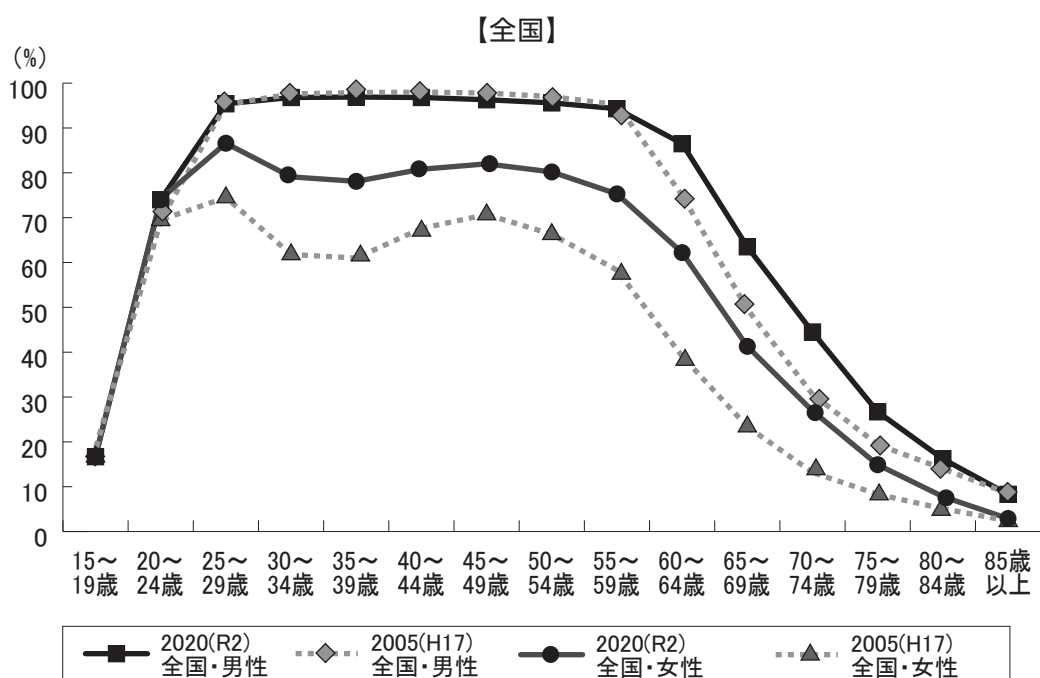
女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦下降し、その後、育児が落ち着いた頃に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描く傾向にあります。

本市の女性の年齢階級別の労働力率は、M字カーブの底となる30歳から34歳において、2005(平成17)年から2020(令和2)年にかけて2割弱上昇しており、カーブが緩やかになっている状況です。また、全年齢において労働力率は上昇しています。



労働力率=労働人口/(労働人口+非労働人口)×100

資料：総務省「国勢調査」



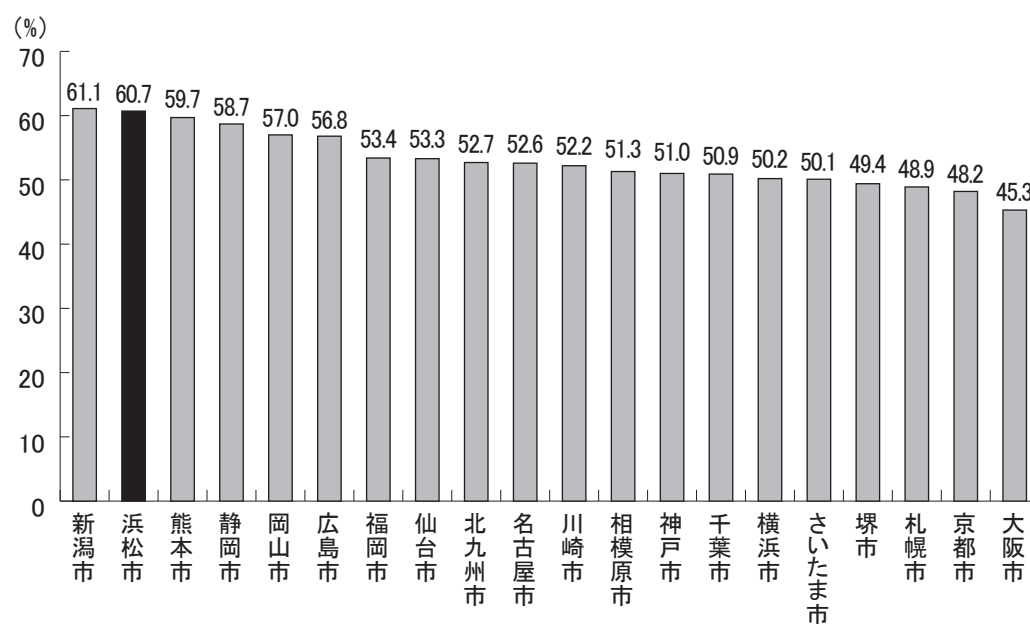
労働力率=労働人口/(労働人口+非労働人口)×100

資料：総務省「国勢調査」

9 共働きの状況

2020(令和2)年の本市のこどものいる夫婦の共働き率は60.7%であり、政令指定都市の中で2番目に高い割合となっています。

政令指定都市別 こどものいる夫婦の共働き率（令和2年）



こどものいる夫婦の共働き率＝夫、妻ともに就業世帯（こどもあり）／夫婦のいる一般世帯（こどもあり）× 100

資料：総務省「国勢調査（令和2年）」

Ⅱ 基本的施策と取組内容

1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革

◆成果指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
男女共同参画にかかる講座の理解度	81.8%	90%

◆モニタリング指標

項目	現状値(R5)
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な人の割合	61.5%

◆基本的施策

(1) 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実

主な取組	事業内容	所管課
性別にとらわれない職業選択のための学習機会の提供	児童・生徒が、性別に縛られず自由な職業選択ができるよう、様々な分野の魅力を伝えるための学習機会を提供します。	UD・男女共同参画課
学校教育における男女共同参画の理解促進	学校教育において、赤ちゃんとその保護者との交流体験を実施し、次世代を担うこどもたちに男女がともに育児に関わっていくことの大切さを学ぶ機会を提供します。	子育て支援課
	男女共同参画の視点を活かした学習指導ができるよう、教職員を対象に男女共同参画をテーマとした研修会を実施します。	UD・男女共同参画課
地域における男女共同参画意識の啓発	市民団体、学校、企業等が開催する男女共同参画意識向上のための学習会に講師を派遣します。	UD・男女共同参画課
	男女共同参画意識啓発のための情報誌を発行します。	UD・男女共同参画課
	男女共同参画週間中（毎年6月23日から29日まで）に合わせ、市役所ロビーやバス・電車内の電光掲示板等を利用した意識啓発を行います。	UD・男女共同参画課
男女共同参画の視点の理解促進	市職員を対象に男女共同参画を理解するための研修を実施し、各事務事業において男女共同参画の視点を活かすよう促します。	UD・男女共同参画課
	市民が目にする広告物や刊行物等について、男女共同参画の視点で審査・助言します。	UD・男女共同参画課

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

主な取組	事業内容	所管課
多様な視点を活かした避難所運営	被災時に誰もが安心して避難所生活を送れるよう、多様なニーズに対応した避難所運営を目指します。	危機管理課
男女共同参画の視点による防災学習機会の提供	男女共同参画の視点に配慮した避難所運営等の被災者支援を行うため、地域防災リーダー育成のための研修会を実施します。	危機管理課
	防災対策における男女共同参画担当部署と防災担当部署の連携強化を図ります。	危機管理課 UD・男女共同参画課
消防団への女性の参画拡大	地域における防災力を強化するため、女性の消防団への加入を促す広報活動や受け入れに必要な活動環境の整備を行います。	消防総務課
女性消防士の参画拡大	防災分野における女性の参画を促進するため、女性消防士の職域拡大や採用拡大に向けた取組を行います。	消防総務課
災害時における男女共同参画の視点による支援の充実	災害時において、女性の被害が潜在化しないよう、相談支援の充実を図ります。	UD・男女共同参画課

(3) 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実

主な取組	事業内容	所管課
男女共同参画推進拠点施設における講座・相談等事業の実施	市民ニーズに適った各種講座や相談事業等を実施するなど、男女共同参画推進を図る拠点施設としての機能充実を図ります。	UD・男女共同参画課
男女共同参画推進拠点施設の管理運営	男女共同参画推進拠点施設の管理運営を行います。	UD・男女共同参画課

(4) 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信

主な取組	事業内容	所管課
多文化共生への理解促進	外国人市民団体等の文化的活動や創造的活動の表現の場としてインターナショナルフェスティバルを開催し、日本人市民と外国人市民の交流を促進するとともに、多文化共生都市・浜松を全国に発信します。	国際課
	外国人集住都市会議への参画を通じ、外国人住民に係る様々な課題の解決や、外国人住民の多様性を都市の活性化につなげる施策等の調査・研究を行い、国等へ提言として発信します。	国際課
世界の動きや国際的な取組等の情報発信	男女共同参画に関する国際的な動きや各国における先進的な取組事例について、情報を発信します。	UD・男女共同参画課

2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

◆成果指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	35.6%	40%以上60%以下
女性人材育成講座の修了者数	91人	133人(+7人/年)

◆モニタリング指標

項目	現状値(R5)
自治会長に占める女性の割合	0.67%
PTA会長に占める女性の割合	18.18%

◆基本的施策

(5) 審議会等への女性の参画拡大

主な取組	事業内容	所管課
女性委員の登用促進	附属機関の設置や運営状況等を調査し、委嘱委員における女性登用率を公表します。	政策法務課 UD・男女共同参画課
	市の政策や方針決定に深くかわる附属機関において男女共同参画を推進するため、委員選任時における事前協議及びチェックリスト活用等により、女性委員の登用促進を図ります。	政策法務課 UD・男女共同参画課
	審議会等への女性登用を促進するため、女性人材リストの活用を促します。	UD・男女共同参画課
人材育成による女性の参画促進	地域やPTA、審議会等、様々な分野で活躍できる女性の人材を育成するための講座等を開催します。	UD・男女共同参画課

(6) あらゆる分野における女性の参画拡大

主な取組	事業内容	所管課
地域活動における女性の参画促進	自治会やPTAにおける女性の参画状況を把握するため、年度ごとに調査を行い、報告します。	UD・男女共同参画課
	地域活動における女性の参画に対する市民の理解を深めるため、各種講座等において、自治会活動や地域活動に性別、年齢、国籍などを問わず、多様な人々が参画することの重要性を伝えます。	市民協働・地域政策課
行政分野における女性の参画促進	行政における女性参画を促進するため、市の女性職員スキルアップ研修や女性職員キャリアアシスト研修を実施します。	人事課
労働分野における女性の参画促進	労働の場における女性参画を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。	UD・男女共同参画課
女性の参画促進に向けた意識啓発	様々な分野における女性の参画促進につながるよう、意識啓発のための情報誌を発行します。【再掲】	UD・男女共同参画課

(7) 女性の人材育成にかかる施策の充実

主な取組	事業内容	所管課
地域で活躍できる女性の人材育成	地域で活躍できる女性の人材を育成するための講座等を開催します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	地域で活動する市民団体等と協働で事業を実施することで、地域における女性リーダーの育成を図ります。	UD・男女共同参画課
女性団体等の活動促進	浜松市、豊橋市、飯田市による女性交流会を通して、地域における女性団体の活動促進を図ります。	UD・男女共同参画課
	地域において男女共同参画推進に関する活動を行う市民団体等の支援を行います。	UD・男女共同参画課
女性リーダー育成のための学習機会の情報提供	国や県等が主催する女性リーダー育成研修等の学習機会の情報提供をします。	UD・男女共同参画課

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

◆成果指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	139社	200社
保育施設利用定員数※	17,455人	18,253人
放課後児童会利用定員数※	7,777人	9,261人

※浜松市こども計画（R7～11年度）より指標抽出

◆モニタリング指標

項目	現状値(R5)
男性が平日に家事や育児等に従事する平均時間	1時間24分

◆基本的施策

(8) 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援

主な取組	事業内容	所管課
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進のための職場環境づくり支援	職場におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を側面的に支援するため、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所にアドバイザーを派遣します。	労働政策課
	市職員が婚姻等により改姓した後も継続して改姓前の姓を職務上使用できる旧姓使用制度について、周知・啓発を図ります。	人事課 UD・男女共同参画課
	市職員の休暇取得の促進などの働き方改革に取り組みます。	人事課
	企業の働き方改革に対する意識の醸成を図り、誰もが働きやすい労働・雇用環境づくりを推進するため、企業を対象としたセミナーを実施します。	労働政策課
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する情報発信	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む事業所を認証し、積極的な取組が他の事業所へ波及するよう取組内容をホームページ等で紹介します。	労働政策課

(9) 男性の家事・育児等への参画と理解の促進

主な取組	事業内容	所管課
男性の家事・育児参画の啓発	男性の家事や育児などへの参画を促すための講座等を開催します。	UD・男女共同参画課
	はじめての出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児の準備をするための必要な知識を提供します。	健康増進課

主な取組	事業内容	所管課
男性の家事・育児参画の啓発	保護者が、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じつつ、健全な家庭教育が実現できるよう支援するため、市内の未就学児童の父親向け講座を開催します。	こども若者政策課
	市職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進め、男性職員の育児参画を促進します。	人事課
	誰もが活躍できる職場環境づくりを進めるため、市の新任所属長を対象として、働き方改革やイクボスの趣旨を学ぶ「イクボス研修」を行います。	人事課
男性の家事・育児参画に関する情報発信	男性が家事・育児等へ参画することに対する理解を促すため、情報誌等による啓発を行います。【再掲】	UD・男女共同参画課

(10) 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実

主な取組	事業内容	所管課
保育サービスの提供	待機児童ゼロを維持するため、認定こども園や保育所等の適正な定員を確保します。	幼保支援課
	保護者の子育てと就労との両立を支援するため、認定こども園や保育所において延長保育を行います。	幼保支援課
	仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、事業所内保育所等の設置を促進します。	幼保支援課
	仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、病児・病後児保育事業の設置を促進します。	幼保支援課
子育てサービスの情報提供	子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の交流の促進、子育てについての情報提供等を行う場を設置します。	子育て支援課
	子育て情報ポータルサイトの運営や子育て情報誌等での情報提供により、子育て支援に関する施策、制度に関する情報を提供します。	こども若者政策課
放課後児童会の運営	就労等により昼間保護者がいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。	教育総務課
介護の相談支援に関するサービス及び情報の提供	高齢者やその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図り、必要な支援につなげます。	高齢者福祉課
	介護サービスが利用しやすいよう、サービスの情報を広く提供します。	介護保険課

4 労働の場における女性活躍の推進

◆成果指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
市管理職員に占める女性の割合※	10.6%	15%(R7)
女性就労支援事業において市が支援した女性の就業率	55.0%	60%

※はまつ女性職員活躍応援プラン（R3～7年度）より指標抽出

◆モニタリング指標

項目	現状値(R5)
女性起業家延べ数(起業家カフェ)	301人
家族経営協定の延べ新規認定締結数	285件

◆基本的施策

(11) 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援

主な取組	事業内容	所管課
女性のキャリア形成支援	労働の場における女性活躍を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	市の女性職員や育児休業から復帰する職員の活躍支援のための研修を実施します。【再掲】	人事課
女性が活躍できる職場環境づくり支援	事業所等に社会保険労務士等を派遣し、女性が職場で活躍できる環境づくりを支援します。【再掲】	労働政策課
	従業員等のヘルスリテラシーの向上や健康に働くことができる環境づくりに取り組む健康経営優良認定法人数の増加を目指し、官民連携による健康経営啓発事業等を実施します。	ウェルネス推進事業本部

(12) 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援

主な取組	事業内容	所管課
女性の再就職支援	就職に必要な知識の習得やスキル向上の機会を提供し、就職を希望する女性の就労を支援します。	労働政策課
	住民に身近な会場で就職や保育に関する情報提供や個別相談を行う「ママの働くための出張講座」事業を実施し、女性の再就職を支援します。	子育て支援課
女性の起業支援	起業や新事業展開支援の総合窓口として「はまつ起業家カフェ」を運営し、女性の起業を支援します。	産業振興課

(13) 農林水産業等における女性の参画促進

主な取組	事業内容	所管課
家族経営協定締結の啓発・支援	家族間のパートナーシップを確立し、魅力ある農業経営をめざすため、家族経営協定の締結を促します。	農業振興課
農林水産業等における女性活躍の情報発信	障がい者や高齢者、女性等多様な担い手の農業参画機会の創出と農業の活性化を図るため、モデル事業の調査・研究、普及啓発等を行います。	農業水産課

(14) 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

主な取組	事業内容	所管課
職場におけるハラスメント防止啓発	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメント防止に向け、企業等が企画する学習会に講師を派遣します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	市の組織において、ハラスメント等のない職場環境づくりのため、職場における相談員を育成します。	人事課
就労に関する法令や制度の周知	誰もが働きやすい職場環境をつくるため、労働関連制度等について、浜松就職・転職ナビJOBはま！を活用して周知啓発を行います。	労働政策課
労働相談事業の実施	労働条件に関する問題や働く上での疑問や問題点について専門家による相談を実施します。	労働政策課

5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援

◆成果指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
乳がん検診受診率※	42.0%	60%
子宮頸がん検診受診率※	41.3%	60%
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業の満足度	90.4%	95%

※第3次浜松市がん対策推進計画（R6～11年度）より指標抽出

◆モニタリング指標

項目	現状値(R5)
パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数	89組

◆基本的施策

(15) 生涯を通じたところと体の健康支援

主な取組	事業内容	所管課
疾病の早期発見・早期治療に向けた検診の実施	疾病の早期発見・早期治療を目的に、乳がん・子宮頸がん検診等の受診率の向上に向けた取組を実施します。	健康増進課
HIV/エイズ等の予防のための啓発	エイズ等について、予防のための啓発活動を実施します。	生活衛生課
	性感染症検査（HIV・梅毒）を実施するとともに、相談に応じます。	生活衛生課
自殺対策の推進	関係機関が連携する「自殺対策連携会議」を開催し、自殺対策の総合的な推進を図ります。	健康医療課
	悩みを抱える人の相談や普及啓発事業等を行い、自殺対策の推進を図ります。	健康医療課 精神保健福祉センター

(16) 健康課題に関する理解促進と支援

主な取組	事業内容	所管課
女性特有の健康課題に関する啓発及び情報発信	市職員を対象に、職域における生理や女性特有の健康課題に関する知識の希薄さを解消し、働きやすい職場環境づくりを促進するための研修等を実施します。	UD・男女共同参画課
	市民や学校、企業等を対象に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発のためのイベントや出前講座、人材育成等を実施します。	UD・男女共同参画課
	女性が必要とする相談窓口や支援制度等に関する情報を集約し、情報発信します。	UD・男女共同参画課
	女性が生理用品を取得しやすい環境づくり（生理用ナプキンディスペンサー設置等）に取り組みます。	UD・男女共同参画課
	従業員等のヘルスリテラシーの向上や健康に働くことができる環境づくりに取り組む健康経営優良認定法人数の増加を目指し、官民連携による健康経営啓発事業等を実施します。【再掲】	ウェルネス推進事業本部
相談支援体制の充実	相談者の健康増進を支援するため、健康に関する個別の相談に応じます。	健康増進課
	女性の各ライフステージの相談や予期せぬ妊娠、不妊、望まない妊娠（性的同意のない性行為によるものも含む）等の相談に、専用ダイヤル及びメールで助産師・保健師が対応します。	健康増進課
	各こども家庭センターで保健師・助産師が親子（母子）健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	健康増進課
	男性が抱える家庭や仕事の悩みごと等について、男性相談員による相談を行います。	UD・男女共同参画課
	様々な相談事業の情報を集約し、利用しやすい情報提供を行います。	健康医療課
	様々なこころの悩みについての電話相談を行います。	精神保健福祉センター
妊娠・出産等に関する支援	不妊に悩む方への不妊治療（先進医療費）を支援します。	健康増進課
	妊婦の安全な分娩と妊娠・出産にかかる経済的不安の解消及び産婦の産後うつや虐待予防等のため、妊婦・産婦に対して健康診査を行います。	健康増進課
	妊婦や子育て家庭の不安や負担軽減のため、家事・育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行います。	子育て支援課

(17) 性を正しく理解するための啓発と相談

主な取組	事業内容	所管課
性に関する正しい理解に向けた包括的な教育及び啓発	中学生から大学生、企業に勤める若者を対象に、性や健康づくり等について正しく理解し、将来のライフプランをふまえた健康づくりを実践できるよう、未来の自分を考える講座を開催します。	健康増進課
	中学2年生を対象に、性に関する正しい知識等を提供し、自分自身の健康を自ら守ることを目的に教室を実施します。	健康増進課
	高校生を対象に、性に関する正しい知識等を提供し、自分自身の健康を自ら守ることを目的に講座を開催します。	健康増進課
	こどもたちが性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないよう、性暴力の誤った認識や行動、影響などを正しく理解し、生命の大切さや、相手・自分・一人ひとりを尊重することを学ぶための教育及び啓発を推進します。	教育センター 指導課 健康安全課
性別に関係なく相談できる相談窓口の設置	男女共同参画推進を図る拠点施設において、性別に関係なく相談できる相談事業を実施します。	UD・男女共同参画課

(18) 性の多様性の理解促進

主な取組	事業内容	所管課
性の多様性の理解促進のための啓発	市民を対象に、人権問題として性の多様性の理解を促進するための講座等を開催します。	福祉総務課（人権啓発センター）
	市職員を対象に、性の多様性など、様々な人権問題に対する理解と認識を深めるための研修を行います。	福祉総務課（人権啓発センター）
	市職員における性の多様性の理解促進を図るため、「多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブック」等による啓発を行います。	UD・男女共同参画課 ほか関係各課
パートナーシップ宣誓制度による理解促進	パートナーシップ宣誓をした宣誓者に対して、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付し、性の多様性の理解促進を図ります。	UD・男女共同参画課
学校教育における性の多様性の理解促進	性的マイノリティの児童・生徒へ適切に対応するため、教職員やスクールカウンセラーの理解を深めます。	教育支援課 教育センター

6 生活に困難を抱える人への支援

◆成果指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
ひとり親家庭で孤立していると感じている人の割合※	—	減少

※浜松市こども計画(R7～11年度)より指標抽出(R7年度調査結果を基に目標値設定予定)

◆モニタリング指標

項目	現状値(R5)
女性のための法律相談の相談件数	123件

◆基本的施策

(19) ひとり親家庭等の自立支援

主な取組	事業内容	所管課
ひとり親家庭等の自立支援 と生活意欲の向上	ひとり親家庭などへ福祉資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の向上を図ります。	子育て支援課
	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格を取得するための各種講座に要する経費等を補助します。	子育て支援課
	ひとり親家庭の経済的困窮の解消を図るため、養育費の取決め及び未払い養育費確保に要する費用を助成します。	子育て支援課
	ひとり親家庭など経済的事情により食糧支援が必要な子育て家庭に対して、食料品や生活用品（生理用品を含む）を無償で提供するとともに、困りごとの相談に応じ支援制度などの情報提供を行います。	子育て支援課
	ひとり親家庭等に対し、各種生活支援講習会を開催するとともに、講習後に悩みごと相談会を実施するなど、交流・情報交換の機会を設け、ひとり親家庭等の孤立化の防止を図ります。	子育て支援課
支援制度や相談窓口に関する情報発信	ひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）において就業相談、就業情報提供、職業紹介、各種給付金や手当等の情報提供や支援を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課
	若者（15歳～39歳）とその家族から相談を受け付け、助言、適切な支援機関等の紹介及び次の一歩を踏み出すために必要な支援を提供します。	こども若者政策課 （青少年育成センター）

(20) 生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援

主な取組	事業内容	所管課
生活困窮者、孤独・孤立者における貧困の連鎖の防止支援	次世代へ生活上の様々な困難が連鎖しないよう、支援を必要とするこどもを対象に学習機会を提供し、進学意欲や職業意識を醸成します。	福祉総務課 子育て支援課
生活困窮者、孤独・孤立者に対する相談支援	生活自立相談支援センター「つながり」において、生活上の様々な困難に関する相談を総合的に受け付け、相談者の課題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課
	市民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて重層的なセーフティネットを整備するため、重層的支援体制整備事業により「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。	福祉総務課
	ニート等の若者の職業的自立支援のため、若年無業者等に対し、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援を行い、就労などの進路に結びつけます。	労働政策課

(21) 女性であることで複合的な困難を抱える人への支援

主な取組	事業内容	所管課
女性への相談支援	女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのDV等の相談に女性相談支援員が応じます。	子育て支援課
	離婚やDV等、様々な問題を抱える女性を支援するため、女性の弁護士による法律相談を行います。	UD・男女共同参画課
	女性が必要とする相談窓口や支援制度等に関する情報を集約し、情報発信します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	各関係機関等が相互に連携し、DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援を行うことを目的とした連絡会議を開催します。	子育て支援課
高齢者・障がい者等の相談事業	高齢者やその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図り、必要な支援につなげます。【再掲】	高齢者福祉課
	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、その他サービス利用等の支援を行います。	障害保健福祉課
外国人市民への生活支援	多文化共生センターにおいて、相談業務等を実施するほか、自治会や外国人支援団体との連携により生活支援を行います。	国際課
複合差別に対する理解促進	市民サービスの向上を目的として、高齢者や障がい者、外国人等に対して適切に対応するスキルを習得するための研修会を開催します。	UD・男女共同参画課

7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

◆成果指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	1,720人	5年間累計7,500人

◆モニタリング指標

項目	現状値(R5)
DV相談専用ダイヤルにおける相談件数	198件

◆基本的施策

(22) DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信

主な取組	事業内容	所管課
女性の人権尊重意識の啓発	市民を対象に女性の人権をテーマとした講座等を実施します。	福祉総務課 (人権啓発センター)
	市職員に対し、人権意識や人権感覚を養う研修を実施します。【再掲】	福祉総務課 (人権啓発センター)
若年層へのデートDV防止啓発	デートDVを未然に防ぐため、高校生等の若年層を対象にデートDV防止にかかる出前講座を実施します。	UD・男女共同参画課
DV防止や性的同意の重要性等の啓発	女性に対する暴力をなくす運動や若年層の性暴力予防月間に合わせ、啓発パネル展やポスター掲示等による暴力防止啓発を行います。	UD・男女共同参画課
支援制度や相談窓口等に関する情報発信	DVや性暴力等の相談窓口や支援に関する情報について、リーフレットやカード、ホームページ、SNS等を活用し、発信します。	UD・男女共同参画課

(23) 被害者の相談支援体制の充実

主な取組	事業内容	所管課
ＤＶや性暴力等被害者の早期発見	配偶者暴力相談支援センターにおいて専用の電話相談を実施します。	ＵＤ・男女共同参画課
	ＤＶやセクハラ等について、女性の相談員による相談事業を実施します。【再掲】	ＵＤ・男女共同参画課
	男性が抱える悩みごと等について、男性相談員による相談事業を実施します。【再掲】	ＵＤ・男女共同参画課
	女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのＤＶ等の相談に女性相談支援員が応じます。【再掲】	子育て支援課
	職場におけるハラスメントの問題など、労働に関する相談事業を実施します。【再掲】	労働政策課
	市職員のハラスメントに対応するため、セクシュアル・ハラスメント等相談員を配置します。	人事課
ＤＶ等相談員研修の実施	相談員の資質向上を図るための研修を実施します。	子育て支援課
関係機関による連携支援	各関係機関等が相互に連携し、ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援を行うことを目的とした連絡会議を開催します。【再掲】	子育て支援課
	要保護児童対策地域協議会を活用し、ＤＶ防止対策所管部署と児童虐待対策所管部署等の関係機関の連携強化を図ります。	子育て支援課 ＵＤ・男女共同参画課

(24) 被害者の自立に向けた支援の充実

主な取組	事業内容	所管課
ＤＶ・性暴力被害者の自立支援	ＤＶ被害者の自立に向けた支援として、ＤＶ相談に関わる証明書を発行します。	子育て支援課
	犯罪等の被害に遭った方が、受けた被害を回復または軽減し、再び安心して暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、支援を実施します。	市民生活課 (くらしのセンター)
女性支援事業の実施	困難な問題を抱える女性の自立支援を図るため、相談支援、助言、情報提供、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行います。	子育て支援課
被害者の一時保護のための支援	ＤＶ被害者の保護施設への移送が即日できない場合、一時的な保護を行います。	子育て支援課
被害者の個人情報の保護	ＤＶ被害者の申出により、相手側からの住民票の写し等の交付等の請求や申出があっても、これを制限します。	市民生活課 (戸籍・住基担当)

Ⅲ 参考資料

用語解説

[あ]

■イクボス

部下のワーク・ライフ・バランスを考え、育児・介護と仕事の両立を支援する上司のこと。組織の業績と職場の満足度を高めることを目指し、多様な働き方を推進し、柔軟な職場環境づくりに貢献する管理職を指す。

■ウエルネス

健康を基盤とした幸せな人生や暮らしという健康を広義に捉えた概念のこと。健康をゴールではなく手段とし、病気の治療ではなく予防・健康増進に重点を置く考え方をいう。

■SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

■M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したときに、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する特徴があるためである。

[か]

■家族経営協定

農業等を営む家族が、経営や家族生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書化すること。

■キャリア

職業や技能上の経験や経歴のこと。

■固定的性別役割分担意識

性別を問わず個人の能力や状況等に応じて柔軟に役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

■困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律であり、2022（令和4）年に公布、2024（令和6）年に施行された。

[さ]

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）とは異なり、例えば「女らしさ」「男らしさ」などの社会通念や習慣の中にある、社会によって作り上げられた男女の性差をいう。文化や時代によって分け方に違いがある。

■ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、「ジェンダーに基づく暴力」は以下の5つに分類される。

- ①性的搾取・虐待を含む「性暴力」
- ②殴る蹴る等の「身体的暴力」
- ③言葉やいじめによる「心理的暴力」
- ④女性器切除等の「身体に有害とされる伝統的習慣」
- ⑤社会的疎外や貧困といった「社会的・経済的暴力」

■ジェンダー平等

性別に関わらず全ての人が平等な権利、機会、責任を持ち、社会のあらゆる分野で公平・公正に扱われることを指す。様々な分野において差別がなく、個人の能力や意思が尊重される社会状態を目指す概念のこと。

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律であり、2015（平成27）年に公布・一部施行され、2016（平成28）年に全面施行された。

■女性相談支援員

困難女性支援法に規定する支援員であり、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員のこと。

■女性に対する暴力をなくす運動

女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、毎年11月12日から11月25日（11月25日は国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国や地方公共団体、民間団体等が様々な取組を行っている。

■生理の貧困

経済的理由等で生理用品を十分に入手できない女性や女兒がいる状況を指す。これにより、女性や女兒が教育や仕事の機会を逃したり、健康上のリスクに直面したりする社会問題であり、コロナ禍において注目された。

■セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害したり、その者に不利益を与えたりすること。

[た]

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律であり、1999（平成 11）年に公布・施行された。

■男女共同参画週間

1999（平成 11）年 6 月 23 日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されたことを踏まえ、毎年 6 月 23 日からの 1 週間を「男女共同参画週間」として、国や地方公共団体、民間団体等が、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めるための様々な取り組みを行っている。

■デートDV

高校生や大学生などの若年層における交際相手からの暴力のこと。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者・パートナーなどの親密な関係にある、又はあった者からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、怒鳴る、無視をすることといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要することといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」など多様な形態の暴力が含まれる。

■DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律であり、2001（平成 13）年に公布・施行された。

[は]

■ハラスメント

嫌がらせ。人を困らせること。

■パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されること。代表的な言動の類型としては、「身体的な攻撃」「精神的な攻撃」「人間関係からの切り離し」「過大な要求」「過小な要求」「個の侵害」が挙げられる。

■パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティや事実婚などのカップルで、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを自治体に対して宣誓し、自治体はその宣誓書を受領したことを証明する制度のこと。制度の内容は自治体ごとに異なる。民法上の婚姻とは異なり、法律に基づく権利・義務が生じるものではないが、一部の行政サービス等で配偶者に準じた扱いを受けられることがある。浜松市では 2020（令和 2）年 4 月から本制度を導入している。

■附属機関

市長・教育委員会等が行政執行に必要な専門家等の意見を聞くために市の内部に置く合議制の機関で、行政側からの委嘱を受けた委員が調査、審議、審査、調停等を行う。法的には、個別法又は地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき、条例の規定により設置される。附属機関には審査会・審議会・調査会等があり、それぞれ法令必置型・法令任意型・条例設置型の3つに区分される。

■ヘルスリテラシー

健康や医療等に関する正しい情報を入手し、適切に活用する能力のこと。多くの情報の見極め、使いこなす能力を向上させることは、病気の予防や健康増進において重要である。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会的・構造的な差別や格差によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、その不利益を解消して実質的な平等を実現するために講じる積極的な改善措置のこと。

【ま】

■マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業取得等を理由に解雇・雇い止め・降格等の不利益な取り扱いをされることや、妊娠・出産・育児休業取得等にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

【ら】

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、1994（平成6）年にエジプトのカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念であり、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。誰もが自らの性や生殖のことを自分で決め、守ることができる権利であり、全ての人の「性」と「生殖」のあり方の尊重という基本的人権に関わる概念である。また、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツとも言われ、より細かく言葉を分けてその特徴を記述すると次のとおりである。

◆セクシュアル・ヘルス

自分の性に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、その状態を社会的にも認められていることをいう。

◆リプロダクティブ・ヘルス

妊娠したい人・したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシュアルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、単に病気や障害がないだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指す。

◆セクシュアル・ライツ

自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）など、セクシュアリティ「性」について自分で決められる権利のことをいう。

◆リプロダクティブ・ライツ

産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかなど生殖に関する事柄を自分で決めることができ、そのための情報と手段を得られる権利のことをいう。

[わ]

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く人が仕事上の責任を果たそうとする時、仕事とその他の生活との両立を、自分の望むバランスで実現できる状態のこと。この「生活」には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などの幅広い活動が含まれる。

男女共同参画に関する国内外の動き（国際婦人年以降）

年 号	世界の動き	日本の動き	浜松市の動き
昭和 50 年 (1975)	●国際婦人年 ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ●「世界行動計画」採択	●婦人問題企画推進本部設置	●浜松市青年婦人会館開館
昭和 51 年 (1976)	●国連婦人の 10 年（1976～1985）		
昭和 52 年 (1977)		●「国内行動計画」策定	
昭和 54 年 (1979)	●「女子差別撤廃条約」採択		
昭和 55 年 (1980)	●「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	●「女子差別撤廃条約」署名	
昭和 60 年 (1985)	●「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）	●「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 年 (1986)		●「男女雇用機会均等法」施行	
昭和 62 年 (1987)		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 2 年 (1990)	●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成 3 年 (1991)		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）」策定	●婦人行動計画「浜松いきいき女性プラン」策定（H3～12 年度）
平成 4 年 (1992)		●「育児休業法」施行	
平成 5 年 (1993)	●国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●中学校での家庭科の男女必修化	
平成 6 年 (1994)		●総理府に男女共同参画室設置	●三遠南信女性交流事業開始
平成 7 年 (1995)	●第 4 回世界女性会議（北京） ●「北京宣言」及び「行動要領」採択	●「育児・介護休業法」成立	●婦人行動計画「浜松いきいき女性プラン」改訂
平成 8 年 (1996)		●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
平成 11 年 (1999)		●改正「男女雇用機会均等法」施行 ●改正「育児・介護休業法」施行 ●「男女共同参画社会基本法」施行	●「日本女性会議'99浜松」開催

年 号	世界の動き	日本の動き	浜松市の動き
平成 12 年 (2000)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ●「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ●「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年 (2001)		●男女共同参画会議設置 ●内閣府に男女共同参画局設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」施行 ●第 1 回男女共同参画週間	●「浜松市男女共同参画計画」策定（H13～22 年度）
平成 14 年 (2002)			●「浜松市男女共同参画推進条例」施行
平成 15 年 (2003)		●「少子化社会対策基本法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	●「浜松市男女共同参画推進条例」施行 ●浜松市男女共同参画審議会設置 ●男女共同参画情報誌「ハーモニーあい」創刊（現ハーモニー）
平成 16 年 (2004)		●「ＤＶ防止法」改正	
平成 17 年 (2005)	●第 49 回国連婦人の地位委員会／「北京＋10」閣僚級会合（ニューヨーク）	●「第 2 次男女共同参画基本計画」策定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ●「次世代育成支援対策推進法」全面施行	●12 市町村合併
平成 18 年 (2006)		●「男女雇用機会均等法」改正 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	
平成 19 年 (2007)		●「ＤＶ防止法」改正 ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●政令指定都市移行
平成 20 年 (2008)		●「女性の参画加速プログラム」決定 ●「次世代育成支援対策推進法」改正	●「第 2 次浜松市男女共同参画計画」策定（H20～29 年度）

年 号	世界の動き	日本の動き	浜松市の動き
平成 21 年 (2009)		●「育児・介護休業法」改正	
平成 22 年 (2010)	●第 54 回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	●「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	
平成 23 年 (2011)	●UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足		●「浜松市DV防止・支援基本計画」策定（H23～27 年度）
平成 24 年 (2012)		●「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	
平成 25 年 (2013)		●「DV防止法」改正	●「第 2 次浜松市男女共同参画計画後期計画」策定（H25～29 年度） ●浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）開館
平成 27 年 (2015)	●第 59 回国連婦人の地位委員会／「北京+20」（ニューヨーク）	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 ●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 28 年 (2016)		●「ニッポン一億総活躍プラン」策定	
平成 29 年 (2017)			●「NAOTORA 女性サミット」開催
平成 30 年 (2018)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	●「第 3 次浜松市男女共同参画基本計画」策定（H30～R6 年度）
令和元年 (2019)	●「男女平等に関するパリ宣言」（G7 パリ・サミット）	●「女性活躍推進法」改正 ●「DV防止法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「育児・介護休業法」改正	●「全国女性会館協議会 第 63 回全国大会 in 浜松」開催
令和 2 年 (2020)	●第 64 回国連女性の地位委員会（北京+25）記念会合開催（ニューヨーク）	●「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	●浜松市パートナーシップ宣誓制度開始

年 号	世界の動き	日本の動き	浜松市の動き
令和 4 年 (2022)		●「ＡＶ出演被害防止・救済法」施行 ●「女性活躍推進法」改正	
令和 5 年 (2023)		●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ●「ＤＶ防止法」改正	
令和 6 年 (2024)		●「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律（困難女性支援法）」施行	●行政区再編
令和 7 年 (2025)			●「第 4 次浜松市男女共同参画基本計画」策定（R7～11 年度）

浜松市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第16条）

第3章 浜松市男女共同参画審議会（第17条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、私たち市民の願いです。浜松市は、浜松市婦人行動計画及び浜松市男女共同参画計画を策定するなど、男女が共に創造する社会を目指した取組を総合的かつ計画的に展開してきました。しかしながら、今もなお「男は仕事、女は家庭」という言葉で表現されるような性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在しており、真の男女平等の達成にはいまだ多くの課題が残されています。

世界に誇る技術を有する企業を生み育ててきた本市において、商工業や農業等を支える女性の労働力は重要な位置を占め、まちづくりにおける女性の活躍も顕著になってきています。また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、多くの外国人の定住化など、市民を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした社会経済情勢の変化に対応するためには、市、市民、事業主及び市民団体が協働して、男女があらゆる分野に対等に参画できる社会を実現していくことが重要です。

ここに私たちは、男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業主及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる分野において平等な男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女

間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 市民団体 自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）、PTA等の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念の通り推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重されることが及び生涯にわたり心身の健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、市民、事業主及び市民団体が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、国、県その他の自治体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を進めるための必要な体制を整備するとともに、予算上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協

力するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第6条 事業主は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、職業生活と家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業主は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、男女共同参画の推進に努めるとともに、方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への配慮)

第8条 学校、家庭、職場その他の社会において行われる教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における人権の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮し、人権の尊重に努めなければならない。

(国際的な理解及び協力のための支援)

第11条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する国際的な理解及び協力を図るための活動に対し、情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、浜松市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、

これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(拠点の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進を図るための拠点を整備するものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市民は、市長に対し、次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

第3章 浜松市男女共同参画審議会

(設置)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 公益を代表する者

(3) 学識経験を有する者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはならない。

(平20条例30・一部改正)

(任期)

第19条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平31条例21・一部改正)

(専門委員)

第20条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員（専門委員を除く。）の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第4章 雑則

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日浜松市条例第30号抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の（中略）、浜松市男女共同参画推進条例、（中略）（以下これらを「旧条例」という。）の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の（中略）、浜松市男女共同参画推進条例、（中略）の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 略
- (2) 第8条、第22条、第24条、第26条、第37条及び第38条並びに附則第3項の規定 平成31年9月1日
- 3 第8条、第22条、第24条、第26条、第37条及び第38条の規定による改正後の浜松市社会福祉審議会条例第3条第2項、浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例第5条、浜松市ユニバーサルデザイン条例第20条、浜松市男女共同参画推進条例第19条、浜松市博物館条例第19条第3項及び浜松市文化財保護条例第47条第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に任命され、又は委嘱される委員の任期について適用し、同日前に任命され、又は委嘱された委員の任期については、なお従前の例による。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渊内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以

下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協

調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方

の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の

会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な

影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

い。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織す

ることができる。

- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、

被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）

（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信す

ることに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はそ

の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申

立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一

項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、

前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合におい

て、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する

暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十 二条第	前条の規定による措置を 開始した	裁判所書記官 が送達すべき
------------	---------------------	------------------

一 項 本 文		書類を保管し、 いつでも送達 を受けるべき 者に交付すべ き旨の裁判所 の掲示場への 掲示を始めた
第 百 十 二 条 第 一 項 た だし書	前条の規定による措置を 開始した	当該掲示を始 めた
第 百 十 三 条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による 措置を開始した	裁判所書記官 が送達すべき 書類を保管し、 いつでも送達 を受けるべき 者に交付すべ き旨の裁判所 の掲示場への 掲示を始めた
第 百 三 十 三 条 の 三 第 一 項	記載され、又は記録された 書面又は電磁的記録	記載された書 面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他こ れに類する書面又は電磁 的記録	その他これに 類する書面
第 百 五 十 一 条 第 二 項 及 び 第 二 百 三 十 一 条 の 二 第 二 項	方法又は最高裁判所規則 で定める電子情報処理組 織を使用する方法	方法
第 百 六 十 条 第 一 項	最高裁判所規則で定める ところにより、電子調書 (期日又は期日外におけ る手続の方式、内容及び経 過等の記録及び公証をす るためにこの法律その他 の法令の規定により裁判 所書記官が作成する電磁 的記録をいう。以下同じ。)	調書
第 百 六 十 条 第	前項の規定によりファイ ルに記録された電子調書	調書の記載に ついて

三 項	の内容に	
第 百 六 十 条 第 四 項	第二項の規定によりファ イルに記録された電子調 書	調書
	当該電子調書	当該調書
第 百 六 十 条 の 二 第 一 項	前条第二項の規定により ファイルに記録された電 子調書の内容	調書の記載
第 百 六 十 条 の 二 第 二 項	その旨をファイルに記録 して	調書を作成し て
第 二 百 五 条 第 三 項	事項又は前項の規定によ りファイルに記録された 事項若しくは同項の記録 媒体に記録された事項	事項
第 二 百 十 五 条 第 四 項	事項又は第二項の規定に よりファイルに記録され た事項若しくは同項の記 録媒体に記録された事項	事項
第 二 百 三 十 一 条 の 三 第 二 項	若しくは送付し、又は最高 裁判所規則で定める電子 情報処理組織を使用する	又は送付する
第 二 百 六 十 一 条 第 四 項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令
に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則
で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、
捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において
「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当
たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境
等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず
その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び
秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害
者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解
を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとし
る。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)

に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、
令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による

命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(施行の日＝令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法

第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五法律五三）抄

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第四百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第四百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布

の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣

行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施

策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正）

- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その

他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労

働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。))及び第六章(第三十条を除く。))の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同

条に係る罰則を含む。))は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六

条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）

の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号

に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日
（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）
抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一 第五百九条の規定 公布の日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)

(法律第五十二号)

第二百八回通常国会

第二次岸田内閣

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条―第二十二條）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変

更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な

問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条

第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性

を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく

困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養^{かん}に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
- （調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しな

ければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するものの

ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一 第五百九条の規定 公布の日

第4次浜松市男女共同参画基本計画

【資料編】

令和7（2025）年3月発行

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL：(053) 457-2561

FAX：(053) 457-2750

E-mail：ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp